

社会福祉施設等調査

介護サービス施設・事業所調査

調査対象施設・事業所の皆さまへ

令和元年 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 調査票の送付時期について

当調査では、事業の開始（都道府県等による指定）日により、調査票が2回送付される場合があります。

【 事業開始（指定）日と送付時期の関係 】

事業開始（指定）日	調査票送付時期
① 令和元年5月1日まで	9～10月 ※施設・事業所名等の印字のある事業のみご回答いただき、 <u>印字のない事業の追記はしないでください。</u> 注1 指定情報登録時のタイムラグにより、送付されないことがありますが、この場合も11月に送付されます。 注2 申請の時期によっては、②の場合であっても送付されることがあります。 注3 これまで全ての施設・事業所に記入していただいておりますが、一部のサービスでは無作為に選んだ施設・事業所を調査の対象とするため、事業を実施していても、調査の対象とならない施設・事業所があります。
② 令和元年5月2日以降 9月30日まで	11月 ※施設・事業所名等の印字のない事業について、 <u>9～10月送付分への追記はしないでください。</u>
③ 令和元年10月1日以降	調査対象外のため、送付なし ※送付があった場合は、お手数ですが、調査事務局 (フリーコール：0120-577-714)までご連絡をお願いいたします。

2回送付の対象となる施設・事業所の皆さまにおかれましては、ご面倒でも、該当する時期に送付された調査票に印字のある事業のみご回答いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

 厚生労働省

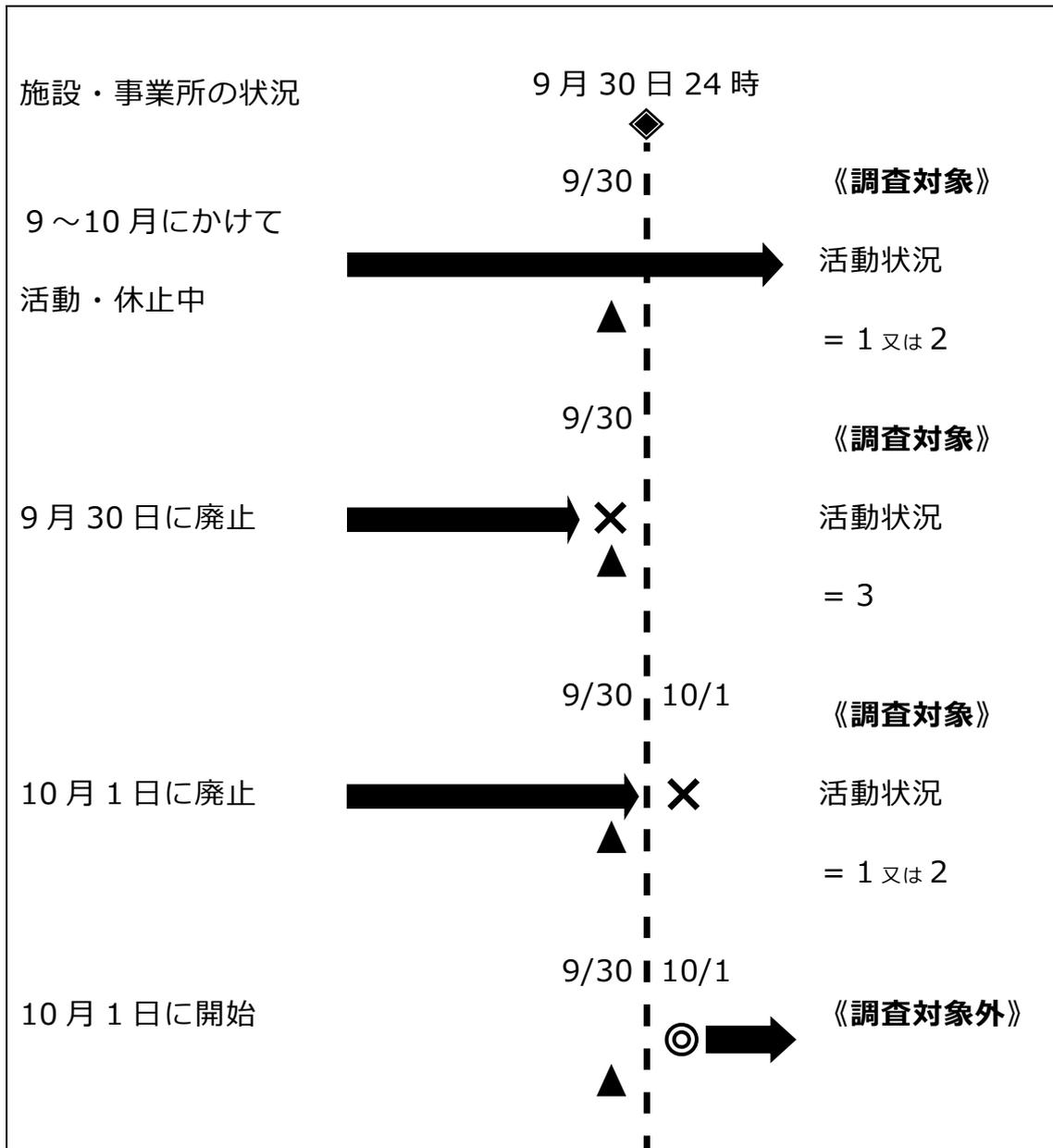
(裏面もご確認ください。)

(ご参考) 調査対象施設・事業所について

・基準時点 = 令和元年 9 月 30 日 24 時現在

【凡例】 ➡ : 活動中又は休止中 ▲ : 記入時点

◎ : 新規事業開始 ✕ : 廃止



※調査票では、活動状況の 1 は「活動中」、2 は「休止中」、3 は「廃止」を表します。